

第117回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第1日)

令和6年6月4日(火曜日)

出席議員 (14名)	1番	大村隼	2番	森脇裕和
	3番	幸田勝治	4番	高見寛治
	5番	大内将広	6番	金澤孝良
	7番	児玉雅善	8番	加古原瑞樹
	9番	小林裕和	10番	廣利一志
	11番	岡本義次	12番	山本幹雄
	13番	平岡きぬゑ	14番	千種和英
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	東 口 和 弘	書 記	垣 内 克 巳
	書 記	坂 口 純 大		
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	江 見 秀 樹
	教 育 長	浅 野 博 之	総 務 課 長	笹 谷 一 博
	情報政策課長	時 政 典 孝	企画防災課長	大 下 順 世
	税 務 課 長	福 岡 康 浩	住 民 課 長	間 嶋 博 幸
	健康福祉課長	木 村 昌 子	高年介護課長	山 崎 二 郎
	農林振興課長	井 土 達 也	商工観光課長	諏 訪 弘
	建 設 課 長	平 井 誠 悟	上下水道課長	古 市 宏 和
	上月支所長	福 岡 真 一 郎	南 光 支 所 長	安 東 さ ゆ り
	三日月支所長	横 本 宗 治	会 計 課 長	内 海 義 文
	教 育 課 長	三 浦 秀 忠	生涯学習課長	高 見 浩 樹
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期決定の件
- 日程第 3. 行政報告について
- 日程第 4. 報告第 2 号 令和 5 年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5. 報告第 3 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）
- 日程第 6. 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町税条例の一部を改正する条例（令和 6 年 3 月 30 日専決第 4 号））
- 日程第 7. 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和 6 年 3 月 30 日専決第 5 号））
- 日程第 8. 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（令和 6 年 3 月 30 日専決第 6 号））
- 日程第 9. 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について（令和 6 年 3 月 30 日専決第 7 号））
- 日程第 10. 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度佐用町一般会計補正予算 第 9 号（令和 6 年 3 月 31 日専決第 8 号））
- 日程第 11. 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算 第 4 号（令和 6 年 3 月 31 日専決第 9 号））
- 日程第 12. 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算 第 4 号（令和 6 年 3 月 31 日専決第 10 号））
- 日程第 13. 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度佐用町介護保険特別会計補正予算 第 4 号（令和 6 年 3 月 31 日専決第 11 号））
- 日程第 14. 承認第 12 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算 第 4 号（令和 6 年 3 月 31 日専決第 12 号））
- 日程第 15. 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算 第 4 号（令和 6 年 3 月 31 日専決第 13 号））
- 日程第 16. 承認第 14 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度佐用町一般会計補正予算 第 1 号（令和 6 年 4 月 22 日専決第 15 号））
- 日程第 17. 議案第 54 号 兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 18. 議案第 55 号 兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の変更について
- 日程第 19. 議案第 56 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第 20. 議案第 57 号 町有財産の無償貸付けについて（旧幕山保育園跡地）
- 日程第 21. 議案第 58 号 工事請負契約の締結について（上月文化会館等解体撤去・周辺整備工事）
- 日程第 22. 議案第 59 号 工事請負契約の締結について（味わいの里三日月改修工事（第 2 期・みそ加工所新設））
- 日程第 23. 議案第 60 号 工事請負契約の締結について（味わいの里三日月改修工事（第 2 期・惣菜等加工所新設））
- 日程第 24. 議案第 61 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 25. 議案第 62 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 26. 議案第 63 号 佐用町土づくりセンター条例の一部を改正する条例について

- 日程第 27. 議案第 64 号 令和 6 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 28. 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 29. 請願第 3 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、
2025 年度政府予算に係る意見書採択の請願について
日程追加第 1. 発議第 2 号 少人数学級・教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る
意見書（案）
-

午前 0 9 時 3 0 分 開会

議長（千種和英君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、第 117 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員並びに町当局の皆様には、おそろいでご参集を賜り、御苦労さまでございます。

開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

6 月を迎え、日中の日差しは強く、汗ばむような季節となりました。

しかし、朝晩は肌寒さを感じる日もある今日この頃でございます。

田植えの終わった田んぼは、夕刻になると、カエルが大合唱を始め、そして、蛍も飛び交うようで、のどかな田園風景に安らぎを感じる季節でもあります。

ただ、全国に目を向けますと、昨日の早朝に発生した能登半島の地震には驚かされました。幸いにも、元旦に発生した地震ほどの被害は発生していないようで、ホッとしましたが、余談を許さない状況です。

まだまだ、進んでいない復旧作業にも影響があるのではないかと心配をしております。

さて、今回の 6 月定例会は、議会の役員、委員会構成が改正され、初めての本議会です。議員各位におかれましては、条例されます議案に対しまして、慎重かつ、活発な質疑、及び審議を行っていただくようお願いをいたします。

今期定例会に付議される案件は、報告 2 件、条例の一部改正と令和 5 年度及び令和 6 年度補正予算の専決処分の承認 11 件、令和 6 年度一般会計補正予算案などの議案 11 件、諮問 1 件、請願 1 件の合計 26 件であります。

議員各位には、慎重なるご審議を賜り、これら諸案件につき、適切、妥当なる結論が得られますようお願いし、開会の挨拶といたします。

町長、挨拶をお願いします。

町長（庵途典章君） 改めまして、おはようございます。

それぞれ、早朝から御苦労さまです。

6 月に入りましたが、町内、今年は、雨も降って、水も豊富で、田植えのほうも順調に、今、進んでいる最中だということでもあります。

このところ、ちょっと、天気も安定しておりますけれども、これから、梅雨入りが、今年は、いつ頃になるのか、なかなか、分かりませんが、もう梅雨入り前に、先般、先月 28 日は、かなりの雨が降りまして、大きな災害は発生しておりませんが、若干、木の倒木があったり、また、畦畔が、ちょっと崩れたりというような被害が出ております。

やはり、先般も、関東のほうでも、かなり急に大雨が降ったりというような状態で、気象状況、非常に不安定な状況になっておりまして、これから、雨期を迎え、梅雨に入って、本当に、雨が 28 日は、佐用町でも 120 ミリぐらいな雨だったんですけど、それでも倒木があって、道が遮断されたり、そういうことが発生している状態なので、これが 200 ミリ、300 ミリということになると、また、相当な被害が発生するのではないかなということ、

心配をしております。

やはり、木が、どんどん大きくなって、特に、道沿いの、皆さんも道を通るたびに思われると思うんですけども、道を覆いかぶさってきているああいいう木が、どんどんと、枝は大きくなっていて、それが、ちょっとした雨でも倒れてしまうというところが、もうずっと続いているというような状況で、1日も早く、何とか少しでも木を切っていかなきゃいけないなということを、感じるところであります。

さて、今定例会に議会のほうに上程させていただく案件につきましては、令和5年の最終専決予算ですね、昨日、出納閉鎖を終わりました。無事、全て完了をさせていただいて、令和5年度が全て、これで完了しましたので、最終専決予算を報告をさせていただきます。

また、もう既に、令和6年度が、こうしてスタートしておりますけれども、令和6年度に当たりましての初めての補正予算についても上程をさせていただきます。ほか、条例案件等ございますので、それぞれ、また、慎重審議をよろしくお願い申し上げまして、開催に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

議長（千種和英君） ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第117回佐用町議会定例会を開会します。

今期、定例会のため、地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、及び各支所長であります。

これより、本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（千種和英君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長より指名します。9番、小林裕和議員。10番、廣利一志議員。

以上の両議員にお願いします。

日程第2．会期決定の件

議長（千種和英君） 続いて、日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日6月4日から6月26日までの23日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日6月4日から6月26日までの23日間と決定しました。

日程第3．行政報告について

議長（千種和英君） 続いて、日程第3、行政報告に入ります。

町長から行政報告を受けます。庵途町長。

町長（庵途典章君） 行政報告 1 件させていただきます。

令和 7 年度、来年度における職員の採用募集について、ご報告をさせていただきたいと思います。

また、令和 6 年度が始まったばかりですけれども、今年度末におきましても、職員の退職。それから、既に、採用した職員も中途退職というような職員も出ております。

そういう中で、毎年、定期の募集を、これから行って、大体、9 月頃に試験をして、11 月ぐらいに内定するというような予定で募集をさせていただいております。

令和 7 年度、1 日採用の正規職員につきましては、募集人員の予定について、事務職が 5 名、それから、土木職を 2 名、また、保健師 1 名、社会福祉士 1 名、保育士 1 名、計 10 名の募集を、予定をしております。

年齢的には、第 1 次、定期の募集については、今、30 歳を年齢制限としておりますけれども、ただ、今年度におきましても、そうなんですけれども、なかなか募集しても、思うような応募がないということと、また、試験をして内定しても、内定者の辞退。また、採用した後も、すぐに早期の退職等、こういうものが次々として出てきておまして、なかなか、職員の人員確保というのが非常に苦慮しているところでございます。

今年度と言いますか、昨年度の採用についても、昨年も一応、そうした最初の 1 次募集から、十分な人員が確保できないという中で、第 2 次採用試験を 1 月に募集して、2 月に行っております。そういうふうに、場合によっては、十分な人員が確保できない場合には、そうした募集を行いたいと思っておりますが、特に、技術職、どこの自治体も、そういう状態で、職員の取り合いになっているんですけれども、例えば、土木職、それから、保健師とか、社会福祉士、そうした資格の必要な職種、それが、なかなか応募がないという現実がございます。

こうした職につきましては、もし、特に町内の出身の方で、そうした仕事について、転職で町のほうに帰って来るとか、そういうことを考えておられるような方があれば、これはもう、こういう定期の採用というんじゃなくて、適宜、その時点で、試験をさせていただいて、採用をするというような、そういう手続きもさせていただきたいと思います。

議員、皆さん方にも、今、そういう情報があって、誰か、こういう専門職の方で、町内に Uターンしてくるとか、そういうような情報なり、お知り合いがあれば、また、ぜひ教えていただければというふうにお願いを申し上げたいと思います。

今回の採用試験、予定しているのは、第 1 次試験を 9 月 22 日に第 1 次試験をして、その都度、2 次試験、そして最終面接試験という形にさせていただきたいと思っております。

この募集期間等、また、募集人員、募集内容につきましては、この 6 月の広報に掲載をして、町内、町民の皆さんに周知をさせていただくというふうに予定をしておりますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（千種和英君） ただ今の行政報告に関しまして、質問等はございませんか。

それでは、以上で、行政報告を終わらせていただきます。

議長（千種和英君） なお、傍聴者におかれましては、傍聴の際、守らなければならない事項を遵守し、静粛に傍聴いただきますよう、お願いいたします。

議長（千種和英君） ここで、あらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として、前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、以降の議案朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

日程第４．報告第２号 令和５年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について

議長（千種和英君） それでは、日程第４に入ります。

日程第４、報告第２号、令和５年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について、町長から報告を受けます。庵辻町長。

〔町長 庵辻典章君 登壇〕

町長（庵辻典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第２号、令和５年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、繰越明許費の財源が確定いたしましたので、ご報告申し上げます。

まず、一般会計につきましては、森林環境税対応システム改修事業など５事業、繰越額合計 7,012 万 4,000 円でございます。

財源内訳は、国県支出金 2,923 万 4,000 円、地方債 3,210 万円、一般財源は 879 万円でございます。

次、簡易水道事業特別会計につきましては、簡易水道事業の繰越額が 1 億 607 万 5,000 円、財源内訳は地方債 1 億 600 万円、一般財源は 7 万 5,000 円でございます。

特定環境保全公共下水道事業特別会計につきましては、特定環境保全公共下水道事業の繰越額が 4 億 8,100 万円。財源内訳は、国県支出金 2 億 6,285 万円、地方債 2 億 1,360 万円で、一般財源は 455 万円でございます。

なお、既に簡易水道事業特別会計、及び特定環境保全公共下水道事業特別会計につきましては、令和６年度から簡易水道事業会計、並びに下水道事業会計に移行しており、このたび繰越いたしました予算につきましては、新たな会計にて執行いたします。

以上、地方自治法施行令第 146 条第２項の規定により、ご報告を申し上げます。

議長（千種和英君） 以上で、町長の報告は終わりました。

これより報告第２号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

日程第５．報告第３号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）

議長（千種和英君） 続いて日程第5に入ります。

日程第5、報告第3号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）、町長から報告を受けます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第3号、専決処分の報告につきましてご説明を申し上げます。

本件は、町内、上長尾自治会の資源ごみ集積所におきまして、佐用クリーンセンターの収集車両が消防ポンプ庫の外壁に接触し、損傷したことにより、町に国家賠償法に基づく損害賠償責任が生じ、相手方との賠償額を決定し、和解したことを報告を申し上げるものでございます。

事故の概要は、令和6年3月1日、午前10時頃、上長尾自治会の資源ごみ集積所において、クリーンセンターの環境整備員が収集作業のため消防ポンプ庫と公民館のと間にバックで車を停めようとしたしました。

その際、町道と集積所敷地に段差があったため、少し強くアクセルを踏んだところブレーキが間に合わず、収集車右後方部が消防ポンプ庫の外壁に接触してしまい、外壁の一部が損傷したというものでございます。

町として国家賠償法第1条に規定する損害賠償責任を認め、消防ポンプ庫外壁の修理費の全額2万7,500円を支払う内容で、4月18日に地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項に関する条例第1号の規定により、損害賠償の額を定め和解することについて専決処分をいたしました。

以上、ご報告申し上げます。

議長（千種和英君） 以上で、町長の報告は終わりました。

これより報告第3号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

日程第6．承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町税条例の一部を改正する条例（令和6年3月30日専決第4号））

議長（千種和英君） 続いて、日程第6に入ります。

日程第6、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（佐用町税条例の一部を改正する条例（令和6年3月30日、専決第4号））を議題とします。

承認第4号について、当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第4号、佐用町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本条例の改正は、地方税法の一部を改正する法律が改正され、本年4月1日から施行さ

れることに伴い、佐用町税条例の一部を改正するものでございます。

たくさんの改正項目がございますが、大きく2点の改正でございます。

まず1点目は、デフレ脱却のための措置の一環として、令和6年度税制改正において所得税と個人住民税の定額減税が実施されます。納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年度の所得税3万円、令和6年度の個人住民税1万円の減額が行われますが、町条例は個人住民税のうち、個人町民税所得割の取り扱いについて、関係条例を改正いたします。

第51条第2項は、定額減税の申請にかかる個人の申請手続きを不要とし、事務の簡素化を図るものでございます。

次に、附則第7条の5から附則第7条の8は、定額減税が令和6年度限りであることや、納税通知に記載すべき内容、公的年金にかかる処理方法などを新しく規定する改正でございます。

また、附則第8条及び第16条の3から附則第20条の3までは、様々に区分される所得について、特別税額控除に対応する読みかえ規定を追加し改正をしております。

2点目は、令和6年度の固定資産の評価替えに際して、価格の変動に伴う税負担の激変を緩和するための負担調整措置など整理合理化を行う改正でございます。

第71条第2項は、固定資産税の減免申請手続きにおいて、一定の要件を満たす場合は手続きを省略し、事務の簡素化を図るものであります。

また、第139条第2項は、特別土地保有税の減免申請について、同様の内容となっております。

附則第10条第2項は、わがまち特例の対象となる固定資産の追加でございます。わがまち特例は、法律の定める範囲内で地方自治体が特例率を条例で定めることができる仕組みであり、平成24年度税制改正により導入をされております。

今回の改正により特定バイオマス発電設備、滞在快適性向上施設等が追加され、特定事業所内保育施設が削除されました。

附則第10条第3項第3号は、分譲マンションなど区分所有となっている家屋のうち、認定長期優良住宅に認定されている場合は、固定資産税の減額申請手続きの緩和を追加するものであります。

附則第11条から第15条までは、土地の価格が変動したことによる税負担の激変緩和をするため、負担調整する課税の特例を令和8年度まで適用するよう改正するものであります。

その他の改正は、項ズレを修正するものであります。

佐用町税条例の一部を改正する条例の施行日が、令和6年4月1日となるため、令和6年3月30日付で専決処分とさせていただきました。

以上、ご報告を申し上げ、ご承認をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより承認第4号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第４号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第４号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、承認第４号は、原案のとおり承認されました。

日程第７．承認第５号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和６年３月３０日専決第５号））

議長（千種和英君） 続いて、日程第７に入ります。
日程第７、承認第５号、専決処分の承認を求めることについて（佐用町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和６年３月３０日、専決第５号））を議題とします。
承認第５号について、当局の説明を求めます。庵迺町長。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第５号、佐用町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、提案のご説明を申し上げます。
本条例の改正は、根拠となる総務省令が令和６年３月３０日に改正されたことに伴い、町条例を改正するものであります。
本町は全域が過疎地域に指定されており「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が適用されます。
総務省令では、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業等の事業者が、過疎地域内で営む当該事業用に新たに取得した財産にかかる固定資産税を、市町村が条例に基づいて課税免除した際に、その減収分を補填することを規定しております。
今回、減収分の補填を適用する期限が３年間延長されたことに伴いまして、町条例の効力が失効する日を３年間延長するものでございます。
失効期限内に条例改正をおこなう必要がございましたので、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分をしたものであります。
ご承認をいただきますように、お願い申し上げます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案件については、本日即決とします。
これより承認第５号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 法改正に伴って、3 年間延長するという内容については理解できません。

そこで、お伺いしたいことは、現在、効力のある現状についてなんですけれども、提案の中で、過疎地域全域に適用されているので、いろいろ製造業であるとか、旅館業などに伴う減収分を補填していくということの説明がありました。

で、減収分、現状では、どのような実態になっているのか、その点だけ、伺います。

〔税務課長 挙手〕

議長（千種和英君） はい、福岡税務課長。

税務課長（福岡康浩君） 効力と、あと現在の状況ということで、お答えさせていただきます。

令和 5 年度ですと、これ以前から、これ 3 年間対象になるんですけれども、令和 3 年に申請されたものが継続として 1 件ございまして、税額で課税免除になる税額は 32 万 9,094 円となっております。

国のほうから減収補填されるものが、75%が普通交付税で補填されますので、24 万 7,000 円が補填されます。

ちなみに、今度、令和 6 年度なんですけれども、現在、新規で 1 件申請がありました。また、継続の分が 1 件ありまして、2 件ありまして、令和 6 年度の課税免除額、税相当額は 60 万 6,214 円で、減収補填される額は 45 万 5,000 円となっております。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありませんか。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 今、都市部では、たくさんの外国の旅行客もみえて、土地の価格も上がっておるようでございますけれども、田舎については、人が減って、もう家を売る、田んぼを売ると言っても、誰も買い手がつかないと、こういうような状態について、田舎の価格については、どういうふうに考えておりますか。

〔税務課長 挙手〕

議長（千種和英君） はい、福岡税務課長。

税務課長（福岡康浩君） 田舎の価格ということなんですけれども、佐用町の場合は、まず、上がる税額がというか、課税標準ですね、それが上がるということが、まず、ございません。徐々に、徐々に下がっていくということになっております。

ただ、土地につきましては、何て言うんですか、路線価のほうが、いろんな具合で、ちょっと上がった場合に、そういう上がることもあるんですけれども、ただ、上がった場合でも、法律のほうで、それ以上上げないとか、そういう制度がございますので、基本的には

上がらずに、同じ評価替えがあっても、その前の年と同じ額で、それ以上、上がらない。それから、徐々に下がっていくという、そういうふうな形というか、そういうふうな形で処理しております。以上です。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） はい、岡本議員。

11 番（岡本義次君） 田舎では、その人が、家、家屋売る、田んぼ売ると言っても、誰も買い手がないということであれば、当然、下げていかんとあかんのんじゃないかということ言うておるんです。

〔副町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） お答えします。

議員の皆様方も、新聞等で地価公示等の発表がされている、定期的に発表をされいるのをご覧になられている方もいらっしゃるんじゃないかと思います。

今、税務課長が申し上げたとおり、やはり人口減少とかの影響もございまして、これは、需給のバランスの関係もあるでしょうから、土地については、どう言うんでしょうか、減額と言いますか、減少という言い方は変ですね。安くなるほうの傾向にあるというのは、もう佐用町のほうは、今のところは、特殊な事情がない限りは、そういう形だというふうに思っております。

で、これについては、当然、固定資産の評価替えをする際には、そういった数値を基に、その評価をする専門の方をお願いをして、評価替えというものをしておりますので、それに基づいて評価をしていくということ、ですから、恣意的に何かこちらが安く下げるとか、上げるとか、そういうことではございませんので、そこは、その数値に、データに基づいて評価をしてまいるということで、ご理解をいただきたいと思います。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより承認第5号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第5号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、承認第5号は、原案のとおり承認されました。

日程第 8．承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（令和 6 年 3 月 30 日専決第 6 号））

議長（千種和英君） 続いて、日程第 8、承認第 6 号、専決処分の承認を求めることについて（佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和 6 年 3 月 30 日、専決第 6 号））を議題とします。

承認第 6 号について、当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第 6 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、ご説明を申し上げます。

令和 6 年 3 月 30 日に、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

まず、1 点目は、国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等課税額の上限を 22 万円から 24 万円に改正するものでございます。

2 点目は、国民健康保険税の減額にかかる軽減判定の基準額を改正するもので、5 割軽減と 2 割軽減の対象となる世帯の、所得基準額の計算式において、29 万円を 29 万 5,000 円に、53 万 5,000 円を 54 万 5,000 円にそれぞれ引き上げるものであります。

いずれも、法律の改正、国の制度改正等に伴う改正であり、令和 6 年度の国民健康保険税の算定に反映させる必要があることなどから、施行日を令和 6 年 4 月 1 日とする必要がございましたので、3 月 30 日付けで専決処分させていただいたものでございます。

以上、説明を申し上げます。ご承認を賜りますように、よろしくお願いいたします。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより承認第 6 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉議員。

7 番（児玉雅善君） この条例改正は、課税額の上限を引き上げるものなんですけれども、この改正で実際に増税となる世帯は何世帯ぐらいあるのかということと、その額は、全体で幾らぐらいになるのかということを、まず、お聞きします。

〔住民課長 挙手〕

議長（千種和英君） 間嶋住民課長。

住民課長（間嶋博幸君） お答えいたします。

限度額の引き上げによる影響額でございますが、全体で 19 世帯、35 万 6,300 円の増と

試算しております。以上でございます。

議長（千種和英君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉議員。

7 番（児玉雅善君） 承認第 6 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分に対して、承認しがたいので、反対討論とします。

今回の改正は、税額の限度額を 22 万円を 24 万円などに引き上げるものです。その対象となるのは、先ほど、謳われましたように、19 世帯の方で、その金額も 35 万 6,300 円、影響としては、限定的で、また、軽いものと言えるかもしれません。しかし、対象となる 19 世帯の方にとっては増税となることには変わりはありません。額が少額でもあり、かえって、余計にこのくらいの金額、このくらいの金額言ったら語弊があるかもしれませんが、何らかの処置を取って、住民の負担にならないような方法と取るべきじゃなかったかと、こう指摘して、反対討論とします。

議長（千種和英君） 次に、賛成討論の方はありますか。

〔小林君 挙手〕

議長（千種和英君） 小林議員。

9 番（小林裕和君） 今回の改正は、上位法令の地方税法の一部を改正する法律に基づいて改正をされています。

ただ今、影響が 19 世帯で 35 万何がしという影響は出ますけれども、町全体としては、まだ、減税言いますか、下がる場合もあります。個々を考えれば、そういう増える人、下がる人ありますけれども、町全体を考えれば、妥当な改正だと思うので、賛成の討論とします。

議長（千種和英君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより承認第 6 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第 6 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、多数です。よって、承認第 6 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 9. 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について（令和 6 年 3 月 30 日専決第 7 号））

議長（千種和英君） 続いて、日程第 9、承認第 7 号、専決処分の承認を求めることについて（佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例（令和 6 年 3 月 30 日、専決第 7 号））を議題とします。

承認第 7 号について、当局の説明を求めます。庵迺町長。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第 7 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、ご説明を申し上げます。

定額減税の実施により、租税特別措置法が改正され、令和 6 年 6 月 1 日に施行されることに伴い、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、佐用町福祉医療費助成条例第 2 条にあります低所得者の定義を示す文言中の租税特別措置法に条ずれが発生するために改正するもので、県の要綱改正に準拠したものでございます。

以上、ご説明申し上げましたとおり、ご承認をいただきますように、よろしくお願いいたします。

当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより承認第 7 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。これより承認第 7 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。承認第 7 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、承認第 7 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 10. 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度佐用町一般会計補正予算 第 9 号（令和 6 年 3 月 31 日専決第 8 号））

日程第 11. 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度佐用町国民健康保

- 険特別会計補正予算 第4号（令和6年3月31日専決第9号））
- 日程第12. 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算 第4号（令和6年3月31日専決第10号））
- 日程第13. 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度佐用町介護保険特別会計補正予算 第4号（令和6年3月31日専決第11号））
- 日程第14. 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算 第4号（令和6年3月31日専決第12号））
- 日程第15. 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算 第4号（令和6年3月31日専決第13号））

議長（千種和英君） 続いて、日程第10に入ります。

日程第10から日程第15までを一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、承認第8号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度佐用町一般会計補正予算第9号（令和6年3月31日、専決第8号））から、日程第15、承認第13号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算第4号（令和6年3月31日、専決第13号））までの合計6件を、一括議題とします。承認第8号から承認第13号について、当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程いただきました承認第8号から承認第13号、専決処分の承認を求めることについて、一括議題とされましたので、順次、ご説明を申し上げます。

まず、承認第8号、令和5年度佐用町一般会計補正予算（第9号）から説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から 7,792 万円を減額し、総額を 143 億 2,206 万 5,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明させていただきますが、町税につきましては、1,919 万 2,000 円の増額で、町民税、固定資産税などそれぞれの税におきまして、収入見込みに基づくものでございます。

地方譲与税につきましては、210 万円の減額で、地方揮発油譲与税などそれぞれの譲与税におきまして、実績額に基づくものでございます。

利子割交付金につきましては、13 万円の減額。

配当割交付金につきましては、27 万円の増額。

株式譲渡所得割交付金につきましては、163 万 2,000 円の減額。

法人事業税交付金につきましては、119 万 4,000 円の増額。

地方消費税交付金につきましては、6,435 万 3,000 円の減額。

ゴルフ場利用税交付金につきましては、530 万 7,000 円の減額。

自動車取得税交付金につきましては、145 万円の増額。

環境性能割交付金につきましては、1,216 万 4,000 円の増額。

地方特例交付金につきましては、4万4,000円の増額となっており、それぞれ交付額決定に伴うものでございます。

地方交付税につきましては、1億1,123万円の増額となっており、令和5年度特別交付税の確定に伴うものでございます。

交通安全対策特別交付金につきましては、68万2,000円の減額で、同じく、交付額の確定に伴うものでございます。

分担金及び負担金につきましては、122万1,000円の減額。うち、分担金は12万5,000円、負担金は109万6,000円の減額でございます。

使用料及び手数料につきましては、1,586万8,000円の減額であります。うち、使用料は1,077万5,000円の減額で、各種公共施設使用料など実績見込みを計上いたしております。手数料は509万3,000円の減額で、ごみ処理手数料など実績見込みを計上しております。

国庫支出金につきましては、1,288万1,000円の増額であります。うち、国庫負担金は1,607万2,000円の減額、国庫補助金は2,913万1,000円の増額、委託金は17万8,000円の減額で、各事業の精査によるものであります。

県支出金につきましては、2,874万7,000円の減額。うち、県負担金は403万1,000円、県補助金は1,431万4,000円、委託金は1,040万2,000円の減額。各事業費の精査によるものであります。

財産収入につきましては、560万6,000円の増額であり、うち、財産運用収入は388万円の増額、財産売払収入は172万6,000円の増額でございます。

寄附金につきましては、4,247万6,000円の増額でございます。

繰入金につきましては、210万3,000円の減額でございます。うち、特別会計繰入金は8,000円の減額。基金繰入金は209万5,000円の減額でございます。

諸収入につきましては、781万6,000円の増額であります。うち、延滞金加算金及び過料は24万円、町預金利子は14万5,000円、受託事業収入は129万円の減額。雑入は949万1,000円の増額でございます。

町債につきましては、1億7,010万円の減額で、充当事業の精査によるものでございます。

次に、歳出でございますが、各費目共通して、実績見込みに基づき、予算の精査を行っております。

議会費につきましては、137万4,000円の減額であります。

総務費につきましては、1億7,453万5,000円の減額で、うち、総務管理費は1億4,998万9,000円、徴税費は604万円、戸籍住民登録費は566万3,000円、選挙費は1,249万6,000円、統計調査費は34万7,000円の減額でございます。

民生費につきましては、1億3,375万9,000円の減額でございます。うち、社会福祉費は6,854万2,000円の減額で、国民健康保険特別会計繰出金や各事業の扶助費など、実績見込みに基づくものでございます。児童福祉費は6,511万7,000円、災害救助費は10万円の減額でございます。

衛生費につきましては、5,719万5,000円の減額でございます。うち、保健衛生費は2,483万2,000円の減額、清掃費は3,236万3,000円の減額でございます。

農林水産業費につきましては、1億9,695万9,000円の減額でございます。うち、農業費は1億5,117万円、林業費は4,578万9,000円の減額で、各種事業の実績見込みに基づくものでございます。

商工費につきましては、4,472万円の減額でございます。

土木費につきましては、5,206万9,000円の減額でございます。うち、土木管理費は1,537万7,000円、道路橋梁費は2,808万5,000円、河川費は605万円、住宅費は255万7,000

円の減額で、各事業の実績見込みに基づくものでございます。

消防費につきましては、2,582 万 6,000 円の減額でございます。

教育費につきましては、6,034 万 7,000 円の減額でございます。うち、教育総務費は 430 万 5,000 円、小学校費は 1,066 万 7,000 円、中学校費は 1,338 万円、社会教育費は 1,708 万 6,000 円、保健体育費は 1,490 万 9,000 円の減額でございます。

公債費につきましては、3 億 1,922 万 3,000 円の増額で、繰上償還の原資といたしております。

諸支出金につきましては、3 億 4,964 万 1,000 円の増額で、うち、公営企業費は 300 万円の減額。基金費は 3 億 5,264 万 1,000 円の増額で、公共施設等整備基金、及びふるさと応援基金積立金に任意積立いたしております。

次に、繰越明許費の変更でございますが、第 2 表、繰越明許費補正によりまして、説明をさせていただきます。

観光駐車場整備事業につきましては、土地収用法事業認定に係る県との協議に時間を要したために、限度額を 50 万円増額するものでございます。

以上で、一般会計補正予算の提案とさせていただきます。

次に、承認第 9 号、令和 5 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について、説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から 4,964 万 2,000 円を減額し、20 億 8,055 万 1,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入であります。国民健康保険税につきましては、1,575 万 4,000 円の減額でございます。うち、現年課税分は 1,723 万 7,000 円の減額、滞納繰越分は 148 万 3,000 円の増額で実績によるものでございます。

一部負担金につきましては、2,000 円の皆減としております。

使用料及び手数料につきましては、手数料 5 万 6,000 円の減額でございます。

国庫支出金につきましては、国庫補助金 1 万 4,000 円の増額。

県支出金につきましては、県補助金 2,765 万 4,000 円の減額で、普通交付金が 3,902 万 4,000 円の減額、特別交付金が 1,137 万円の増額で実績によるものでございます。

繰入金につきましては、553 万円の減額でございます。うち、他会計繰入金は、一般会計繰入金を 552 万 3 千円減額。基金繰入金は、財政調整基金繰入金を 7,000 円減額いたしております。

諸収入につきましては、66 万円の減額。うち、延滞金、加算金及び過料は 51 万円の減額。受託事業収入は、24 万 4,000 円の増額でございます。

雑入は、39 万 4,000 円の減額であります。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては、434 万 9,000 円の減額でございます。うち、総務管理費は 426 万 9,000 円の減額で、事業運営に係る事務費等の実績に基づくものでございます。徴税費は 7 万 8,000 円の減額。趣旨普及費は 2,000 円の減額でございます。

保険給付費につきましては、4,047 万 7,000 円の減額でございます。うち、療養諸費は 2,138 万 3,000 円、高額療養費は 1,616 万 1,000 円、移送費は 1 万円、出産育児諸費は 170 万 1,000 円、葬祭諸費は 70 万円、結核医療付加金は 2 万 2,000 円、傷病手当金は 50 万円を減額いたしており、それぞれ実績によるものでございます。

保健事業費につきましては、200 万 1,000 円の減額でございます。うち、特定健康診査等事業費は 178 万 3,000 円の減額、保健事業費は 21 万 8,000 円の減額でございます。

基金積立金につきましては、1,014 万 9,000 円の増額で、国民健康保険の安定的な財政運営を図るために財政調整基金積立金を積み立てるものであります。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金 296 万 4,000 円の減額であります。

予備費につきましては、1,000 万円の皆減をいたしております。

以上で、佐用町国民健康保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 10 号、令和 5 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）につきまして、提案のご説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から 1,347 万 7,000 円を減額し、総額を 3 億 2,009 万 8,000 円に、改めるものであります。

まず、歳入であります。後期高齢者医療保険料につきましては、1,331 万 1,000 円の減額で、実績によるものであります。

使用料及び手数料につきましては、手数料 9,000 円の増額。

県広域連合支出金につきましては、県広域連合補助金 2,000 円の減額。

寄附金につきましては、1,000 円の皆減でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金を 17 万 7,000 円減額しております。

諸収入につきましては、5,000 円の増額でございます。うち、延滞金、加算金及び過料は 1 万 7,000 円の増額。償還金及び還付加算金は 1 万円の減額。雑入は 2,000 円の皆減でございます。

次に、歳出でございます。総務費につきましては、総務管理費 30 万 5,000 円の減額。

保健事業費につきましては、7 万 6,000 円の増額。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、1,313 万 7,000 円の減額でございます。

諸支出金につきましては、1 万 1,000 円の減額でございます。うち、償還金及び還付加算金は 1 万円の減額。繰出金は一般会計繰出金を皆減いたしております。

予備費につきましては、10 万円の皆減でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 11 号、令和 5 年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から 5,126 万 8,000 円を減額し、28 億 2,052 万 3,000 円に、サービス事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から 23 万円を減額し、449 万 5,000 円に改めるものでございます。

まず、事業勘定の歳入から説明をさせていただきますが、保険料につきましては、介護保険料 115 万 5,000 円の減額で、実績見込みによるものでございます。

分担金及び負担金につきましては、負担金 1 万円の増額。

使用料及び手数料につきましては、手数料 3 万 1,000 円の増額。

国庫支出金につきましては、6,136 万 5,000 円の増額でございます。うち、国庫負担金は 5,815 万 8,000 円の増額。国庫補助金は 320 万 7,000 円の増額で、いずれも介護給付費負担分の交付決定額に基づくものでございます。

支払基金交付金につきましては、876 万 9,000 円の減額で、交付決定額に基づくものであります。

県支出金につきましては、108 万 6,000 円の減額でございます。うち、県負担金は、201 万 7,000 円の減額。県補助金は、93 万 1,000 円の増額で、いずれも介護給付費負担分の交付決定額に基づくものでございます。

繰入金につきましては、1 億 146 万 3,000 円の減額でございます。うち、一般会計繰入金は 1,672 万 2,000 円の減額。基金繰入金は 8,474 万 1,000 円の減額で、実績見込みに基づくものでございます。

諸収入につきましては、20 万 1,000 円の減額であります。うち、延滞金、加算金及び過

料は2万1,000円の増額。雑入は22万2,000円の減額で、実績見込みに基づくものでございます。

次に、事業勘定の歳出でございますが、総務費につきましては、810万8,000円の減額であります。うち、総務管理費は716万8,000円の減額。介護認定審査会費は80万5,000円の減額。運営協議会費は13万5,000円の減額で、それぞれ、実績に基づくものでございます。

保険給付費につきましては、6,445万9,000円の減額でございます。うち、介護サービス諸費は5,725万円の減額。介護予防サービス諸費は477万8,000円の減額。高額介護サービス費は46万8,000円の減額。特定入所者介護サービス費は100万円の減額。高額医療合算介護サービス費は96万3,000円の減額で、それぞれ、実績に基づくものでございます。

地域支援事業費につきましては、320万5,000円の減額であります。うち、介護予防・生活支援サービス事業費は177万1,000円の減額。一般介護予防事業費は51万1,000円の減額。包括的支援事業費は10万円の減額。任意事業費は82万3,000円の減額で、地域支援事業費の実績に基づくものであります。

基金積立金につきましては、2,487万5,000円の増額でございます。この基金積立金は、介護給付費負担金の精算が翌年度で行われるため増額となっております。

諸支出金につきましては、37万1,000円の減額でございます。うち、償還金及び還付加算金は37万円の減額。繰出金は皆減をいたしております。

続きまして、サービス事業勘定について、説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、サービス収入につきましては、23万円の減額。うち、予防給付費収入は13万3,000円の減額。介護予防・日常生活支援総合事業費収入は9万7,000円の減額でございます。

次に、歳出でございますが、サービス事業費につきましては、22万4,000円の減額であります。うち、居宅サービス事業費は11万2,000円の減額。介護予防・日常生活支援総合事業費も11万2,000円減額いたしております。

諸支出金につきましては、6,000円の減額で、一般会計繰出金でございます。

以上、介護保険特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、承認第12号、令和5年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ359万1,000円を減額し、総額を1億839万3,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明させていただきます。

使用料及び手数料につきましては、使用料11万8,000円の減額で、野外活動センター使用料の実績見込みによるものであります。

繰入金につきましては、一般会計繰入金を329万3,000円減額いたしております。

諸収入につきましては、雑入18万円の減額で、家族用ロッジ宿泊料などの実績見込みによるものでございます。

次に、歳出でございますが、教育費につきましては、社会教育費329万1,000円の減額で、事業等の精算見込みと人件費等の不用額でございます。

予備費につきましては、30万円を減額いたしております。

以上で、西はりま天文台公園特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第13号、令和5年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ673万8,000円を減額し、1億2,050

万 9,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入であります。笹ヶ丘荘事業収入につきましては、事業収入 132 万円の減額でございます。サッカー等の合宿利用が増え、宿泊料が増額している一方、団体予約が予想を下回り、食事料、食堂売上料などが減額しております。

繰入金につきましては、一般会計繰入金を 540 万 2,000 円減額しております。

繰越金につきましては、皆減しております。

諸収入につきましては、雑入 1 万 5,000 円の減額でございます。

次に、歳出でございます。笹ヶ丘荘費につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費 673 万 8,000 円の減額であります。

以上、笹ヶ丘荘特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

以上で、一般会計並びに各特別会計につきましてはの最終補正予算について、説明をさせていただきました。

それぞれ、承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げ、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております承認第 8 号から承認第 13 号までについては、本日即決とします。

順次、質疑、討論、採決を行います。

それでは、日程第 10、承認第 8 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度佐用町一般会計補正予算第 9 号（令和 6 年 3 月 31 日専決第 8 号））に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） ありますか。平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 承認第 8 号やね。補正第 9 号ですよ。ですね。すみません。

12 ページ、歳入の 45 款、使用料及び手数料の中の使用料の中で、25 目、土木使用料で、町営住宅使用料現年度分、減額 634 万 1,000 円、町営住宅使用料として実績で計上したという説明ですけれど、町営住宅については、入居者が減ったということの現状かと思われます。

そこでお尋ねしたいんですけれど、募集の状況とか、あるいは、入居条件など、長寿命化の計画書も全員協議会の時に資料としていただいていますので、一応、目は通しているんですけれど、そのへんについて、改めて、説明お願いします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） お答えします。

町営住宅につきましては、毎月、町営住宅の募集をしております、それぞれ月、平均ですけれども、2 件ないし 2 件です、申込みのほうでございます。

今回、町営住宅の使用料というような形で、特に、現年分につきましては、99.97%、使用料の納入の実績がございまして、ほとんどの方が、使用料をきちんと払っていただい

いるということで、1名の方のみ、今回、現年分については、納めていただいていないというような状況でございます。以上でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） ええっとですね、お尋ねした 634 万 1,000 円について、ほかにも、滞納のこと、今、滞納の関係を説明されたかと思ったんですけど、住宅使用料現年度分が 1 人分で 634 万 1,000 円ということなんですか、ちょっと、ごめんなさいね。もう一度、お願いします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） すみません。お答えします。

やはり、年を通して、当然、退去される方、そういった方も、たくさんございますけども、その分よりは、やっぱり入居される方というのは、現状では、かなり少ないというふうな状況で、当初の予定よりは、かなりの使用料の減額といった形になっております。

実際、当初、予定していた金額よりは、入居の申し込みが、今、減っているというふうな状況で、こういった大きな 600 何万円の予算の減額といった形になっております。以上でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） それで、現実には、町営住宅の空き室があるというのは、町内を回っていたら分かるので、そこらへんについて、その募集のあり方として、まあ、誰でも入れたらというわけにはいかないと思うんですけど、入居条件の緩和であるとか、そこらへんは、特に、町独自でできることはないのか、あるいは、住宅の関係でいくと、計画の中では、いわゆる改良住宅などは、将来というか、除去していくとか、そういう計画書になっています。そういった点で、そこらへんの件については、関係住民への説明などは、今現状では、どうなっているのか、そのへんも説明、お願いできますか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） お答えします。

長寿命化計画で、この間、ご説明もさせていただいておりますけども、そういった改良住宅含めて、古い住宅につきましては、現在、入居のほうは止めておりまして、政策空家というふうな形にしております。

そういった形で、そういった住民の方への説明については、今すぐに退去してほしいと

いう、そういったことは、今はしておりませんが、今後、見込みが、10年後、さらには20年後という計画もつくっておりますけれども、近い年数がつきましたら、そういった形で、住民の方にも、前もってお知らせしていきたいなと思っております。

それで、基本、退去されたら、その部屋は政策空家という形で、当面の間はする予定にしております。そちらのほうは募集をしないといった形にさせていただきたいなと考えております。以上です。

入居につきましては、今までも、緩和という形で、できるだけしておりますけれども、今、これから特に、これ以上の緩和という形では、今は考えておりません。今までどおりでございます。

〔平岡君「もう1回は行けるのかな。駄目」と呼ぶ〕

議長（千種和英君） 今、3回ですけれども、ほかにありませんか。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） はい、岡本議員。

11 番（岡本義次君） 一般会計の補正の中で、ゴルフ場の…、環境性能交付金が、当初、1,424 万 2,000 円組まれておって、1,216 万 4,000 円増えたわけでございますけれども、この増えた要因については、どういうことをして増えたんかということ。

議長（千種和英君） 議員、今、おっしゃったのは、環境、ええっ、ゴルフ場利用税交付金、どちらの。
もう一度、質問をお願いしていいですか。

議長（千種和英君） 環境性能割交付金いうやつを聞いたんです。1,424 万 2,000 円から 1,216 万 4,000 円に増えておりますけれども、この分について。

〔総務課長 挙手〕

議長（千種和英君） はい、笹谷総務課長。

総務課長（笹谷一博君） 失礼いたします。お答えします。

この環境性能割交付金につきましては、県に納付されました税額の 100 分の 92、95 のうち 100 分の 47 を道路の延長、それから、面積で案分して交付されるというものでございます。

軽自動車は、課税主体が市町村のために、自動車税のみの交付ということになっております。その実績でございます。

議長（千種和英君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 先ほどの続きですけど、町営住宅の入居に当たっての条件として、いわゆる夫婦世帯とか、世帯として入居するという条件になっているかと思うんですが、単身の場合は、ちょっと、ごめんなさいね、ちょっと、勉強不足なんですけど、無理なんでしょうかね。その点は、どうでしたか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） はい、諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） 言われておりますように、夫婦世帯ということで、単身の方につきましては、雇用促進住宅、そちらのほうをご案内等をさせて…、

〔住民課長 挙手〕

議長（千種和英君） はい、間嶋住民課長。

住民課長（間嶋博幸君） 緩和した当時、私、住宅担当のほうにいましたので、変わってお答えさせていただきます。

先ほど、議員がおっしゃいました、単身での入居につきましても、令和2年だったか、3年だったかに、単身入居も可としております。

また、保証人につきましても、これまで保証人が必要だったのを、連絡人という形に変更して、お申込みいただきやすいような形で、改正のほうをさせていただいております。以上でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 条件の関係、単身入居をされているケースを、ちょっと、最近、ちょっと具体的に知ったので、この毎月の募集の中で、そういった緩和された条件の方が申込みをされて増えてきているのか、これまでの住宅に入居したいけど、できなかった人たちが緩和によって、できるようになったことによって、そういう方の募集をしたら増えたのかどうか、具体的に、どんなような状況になっていますか。お尋ねします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） はい、諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） はい、お答えします。

数値等、ちょっと、持ってはございませんけども、実際に、そういった形で、単身で入居の申込みがあったというのは確認しておりますので、実際、緩和後も単身のほうはされているということでございます。以上でございます。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 19 ページです。

県の補助金の関係で、これも土木費補助金になりますが、真ん中どこにあります。防災・減災対策事業の関係で、全体としてひっくるめてお伺いしたいんですけれども、ほとんど、当初予算額が、そのまま、例えば、防災ベッド、それからシェルター型工事費補助金、それから、これもそうやね、屋根軽量化工事費補助金、それから、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金、それから、住宅・建築物土砂災害対策改修事業補助金が、当初予算額が、そのまま今回の補正で減額と同額になっています。これらの状況について、実績という説明ではありますけれども、防災や減災対策事業として、県の補助を、令和6年度も見ましたけれど、同じように予算化されておりますので、受け入れるとして、町はやるという姿勢は分かるんですけれども、現実には利用されていないとか、執行されていない現状については、どのようなことになっているのか伺います。

〔建設課長 挙手〕

議長（千種和英君） 平井建設課長。

建設課長（平井誠悟君） お答えさせていただきます。

どのようなと言われるとあれなんです、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金ですが、こちらのほうは、レッドゾーン等に接しています家で、建て替えて、どこかに移動するということになります。

住宅・建築物土砂災害対策改修事業につきましては、裏のがけ地から土砂が落ちてくるのを受け止めるような擁壁を建てたりとか、そういう事業になります。

そうなりまして、補助のほうはあるんですが、建て替えとなりますと、個人負担がかなりかかってくる中で、そのうちの一部、補助金として、満額でも621万円という金額しかない中で、3,000万円の家建てられた、あと残りの分は、全部、自分で払わなければいけない。

同じように、土砂災害対策補助事業につきましても、同じように個人負担がかかってくるということで、なかなか、ちょっと、取り組まれて考えられる方が少ないのが現状なのかなと思います。

ということで、当初予算としては、そういう方がおられたら、対応できるようにということで、精一杯出せれる金額を1軒分ですが、予定させていただいておるんですが、実績としましてゼロだったということになります。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 実績としては、なかったということなんです、そのないという理由の裏側には、個人負担が多額である。補助金はあるけれども、そういったことに踏み切

れないという背景があるかと思うんです。そういった点も踏まえて、県のほうが、もっと、補助金も増やしてほしいとか、それから、個人の負担を軽減する手立てを考えていくとかして、その早めの対応をしておくことで、命を守ることにつながるので、災害に対する対応として、今後の課題として、そのへんは、考えてほしいということを思っているんですが、いかがですか。

〔副町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） お答えします。

今年の1月1日の能登半島の地震でも、石川県のほうは、非常に耐震化率が低いというような報道が出ております。低かったというようなことで、報道が出ています。

で、その中で、その理由としては、こういう補助金というのは、兵庫県同様に、全国それぞれされているんだと思うんですけれども、やはり、その先ほど課長が言いましたように、裏の費用負担が、当然、要るということに加えて、佐用町もそうですが、高齢化率が高い自治体ほど、やはり、このこれから例えば、この家をずっと住んでもらえる後継者がいない家に多額の費用をかけるのに躊躇すると、こういう報道が出ていますし、実際、私の肌感覚としても、そのように、佐用町においても感じるところです。

課長が申しましたとおり、それぞれニーズに合うように大きな補助金から、あるいは小さいものでは、全て耐震化する、建て直すという場合が難しい場合に、防災ベッドのところとか、寝室だけを耐震化するとか、そういったような補助制度も、きめ細やかに、県のほうではしていただいております。

議論としては、それは、当然、これが、もっと補助金がたくさんあればいいじゃないかという気持ちは、それは当然、私たちも分かりますけれども、じゃあ、それを負担するのは誰なのかというと、やっぱり、国民全員ということになるわけですから、そのへんは、バランスということになってこようかと思います。

それと、町のほうですけれども、私も出席をしましたが、1月20日だったと思うんですけれども、佐用町の防災リーダー研修会で熊本県のほうから講師を招いて、そういう災害の講演なんかも実施をいたしました。その時にも、建設課のほうに依頼をしまして、耐震化のこの制度のパンフレットを参加者の方に配布をしたりして、周知を、少しでも耐震化率を高めることもしております。そういった制度の周知というのも、引き続き、今後もやってまいりたいと思っております。以上です。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） はい、平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） では、やらせていただきます。

24ページ、諸収入、雑入、上から2つ目、佐用・IDEC有限責任事業組合事務費、これ当初予算の時も質問したところなんですけど、当初予算、令和6年度の時の当初予算ですけど、質問して聞きましたけれど、事務費が増えたということではあったんですけど、この令和5年度において、当初予算158万1,000円計上して、今回、最終補正で351万2,000

円増えています。これは、どういう理由なんですが、伺います。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） お答えいたします。

以前にも、ちょっと、ご説明させていただいたかと思いますが、申山の発電所の主任電気技術者が年度当初には、IDEC のほうで雇っておったんですけれども、その方が、もう5月で退職をされまして、それ以降、その代わりの方ということで、その方が、年齢が、ちょっといかれておりまして、IDEC のほうでは雇いできないと、会社の規定で雇えないということで、町の会計年度任用職員として雇って、その分を年度最後に、こちらのほうへ、そのかかった経費を歳入として受け入れておるということで、この額が増えてございます。以上でございます。

13 番（平岡きぬゑ君） すみません。分かりました。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） なかったら行きます。

同じページ、24 ページの町債の 20 目、町債の 20 ね、農林水産業債の 17 節、畜産業施設整備事業債ということで、これは、過疎対策事業債ということで、当初予算、全額減額になりました。この事業については、令和5年度の当初予算で、いわゆる町の施策の具体的な、主な施策のメインと言ったらあれですけど、の1つだったと思います。そういう点で、今回、減額されました。令和5年度では事業をしないという結果だと思っております。そこらへんの事情というか、状況について、今後の予定も含めて、説明をお願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） はい、お答えさせていただきます。

こちら、かねてよりご説明させていただいております畜産クラスター事業において、和牛の繁殖牛舎の町営のアパート型の牛舎の建設をしたいということで、用地の取得に努めておるところなんですけれども、今時点でも用地交渉、まだ、最中ではございますが、なかなか、用地の確保ができておりません。そのため、令和5年度では、この事業を中止させていただいて、今年度においても引き続き、用地の取得に向けて対応させていただいておるところでございます。以上でございます。

〔山本君 挙手〕

議長（千種和英君） はい、山本議員。

12 番（山本幹雄君） さっき、ちょっと、IDEC の件やけど、これ今までは、IDEC がされておったんやね。職員給料。それで、何年 IDEC が払っておって、今後、今年だけが佐用なのか、それ以降がどうなるのか、そこらへん、ちょっと、説明お願いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） 経費負担を町の会計年度では、一旦はしたんですけれども、本来であれば、IDEC のほうが負担するということですので、その町が負担した分を、そのまま、こちらへ歳入として入れていただいておりますということですので、こちらの佐用町の負担はございません。

今回、本当であれば、LLP のほうで雇っていただかなければならないんですけれども、その電気技術者が年齢基準に合わないということなので、先ほど、それは申し上げたところなんですけれども、そういうことでございます。

〔副町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） 今の説明で、お分かりいただけましたですかね。

12 番（山本幹雄君） はい、大体。

副町長（江見秀樹君） 大体分かりましたか。

12 番（山本幹雄君） はい。

副町長（江見秀樹君） じゃあ、それは、それとしまして、今後なんですけれども、IDEC の社内の規定が 70 歳ということでございます。それを超えられている方なので、町のほうで、一旦はして、費用負担については、かかった分は、町に戻ってきているので、その費用負担は町はないということなんですけれども、なかなか、この電気主任技術者、特に 2 種というのををお持ちの方が、なかなか、今、どこも太陽光のほうを取り合いみたいな状況になっているということでないということで、当然、こちらのほうも継続的には探しておりますんですけれども、なかなかないということで、現在、こういう状態になっております。

なので、引き続き、皆さんのほうからも、こういう方、いらっしゃるよということがあれば、情報提供もいただきたいと思うんですけれども、なるべく、当然、こちら若い方に世代交代していけるように、努力はしてまいりたいというふうに思っております。以上です。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 内容だけお聞かせください。

30 ページですけど、総務費の 35 目、企画費、18 節、負担金補助及び交付金の一番下の横文字で書いてある分ですね、何て呼ぶんですかね、ファースト…開催補助金 150 万円、これは、どういう内容だったんですかね。全額、当初予算から落ちておりますので、執行されなかったということなので、その点、説明願います。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） お答えします。

HYOGO PARA FOOTBALL 関係、要は、障がい者サッカーというのを、播磨光都のサッカー場で開催しておりまして、それに対して、補助金等をいただいておりますけれども、特に、この補助金を使ってしなかったということで、減額といった形にしております。

議長（千種和英君） はい、よろしいですか。

〔平岡君「いやいや、ちょっと、ごめん、私…」と呼ぶ〕

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） ちょっと、今の説明で、ちょっと、分かりにくかったので、もう 1 回聞きたいんですけど、その補助金を申請する経過、しなかったから落ちたんですって、何かすごく簡略的だったので、どんな経過で、いろんな事業、補助金を出す上で、町として、要請があったから、すぐ補助金なんかつけないでしょう。つけるんですか。そのへん、ちょっと、説明お願いします。

〔副町長 挙手〕

議長（千種和英君） はい、江見副町長。

副町長（江見秀樹君） お答えします。

この補助金の、まず、原資なんですけれども、たつの市を中心市としている定住自立圏の分で、たつの市から毎年度、1,000 万円を上限として、佐用町でも定住自立圏に関連する事業をやってくださいねという補助金が、この財源になっているわけです。

で、この HYOGO PARA FOOTBALL FESTIVAL なんですけれども、以前は、ちょっと、記憶が、ごめんなさい、覚えていないので、申し訳ないなんですけれども、別の名前で、同じような形でされていまして。なので、この補助は、令和 5 年度、実績としてはしていませんけれども、初めてだったわけではございません。

で、ただ、昨年度につきましては、企業の協賛金とか、そういうものも充てて実施をされておられますので、特に、令和５年度については、佐用町の補助金をいただかなくても実施できるということでしたので、その申請がなく、今回、これについては全額、減額をさせていただいたという次第でございます。以上です。

しているんですけれども、滞納繰越分につきましては、3月末に、きっちり入ってきた分で、一応、精算をしているんですけれども、この予算を下回るということはありませんので、ここからは、若干は上がっているということで、正確な金額までは、ちょっと、まだ、把握していないんですけれども、そういうことでございます。以上です。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありませんか。
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第8号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第8号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、承認第8号は、原案のとおり承認されました。
お諮りします。ここで休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は、午前11時25分といたします。

午前11時09分 休憩

午前11時23分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き、会議を再開します。
続いて、日程第11、承認第9号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算第4号（令和6年3月31日専決第9号））に対する質疑を行います。
質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 15ページの40款、基金積立金で、今回の補正で1,014万9,000円の財政調整基金積立が計上されました。
結果、この年度末では、基金残高、どのような状況になっているのかを伺います。

〔住民課長 挙手〕

議長（千種和英君） 間嶋住民課長。

住民課長（間嶋博幸君） お答えさせていただきます。

すみません、手元に、その資料を持っていないんですけれども、令和4年度末の、すみません、しばらくお待ちください。

すみません。令和5年3月31日現在の基金残高が1億4,856万1,099円となっております。以上でございます。

13番（平岡きぬゑ君） 分かりました。いいです。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありますか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより承認第9号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第9号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、承認第9号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第12、承認第10号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号（令和6年3月31日専決第10号））に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより承認第10号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第10号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、承認第10号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第13、承認第11、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度佐用町介護保険特別会計補正予算第4号（令和6年3月31日専決第11号））に対する質疑を行

います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第 11 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 11 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、承認第 11 号は、原案のとおり承認されました。
続いて、日程第 14、承認第 12 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度
佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算第 4 号（令和 6 年 3 月 31 日専決第 12 号））
に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第 12 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 12 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、承認第 12 号は、原案のとおり承認されました。
続いて、日程第 15、承認第 13 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度
佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算第 4 号（令和 6 年 3 月 31 日専決第 13 号））に対する質
疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第 13 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 13 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、承認第 13 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 16. 承認第 14 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度佐用町一般会計補正予算 第 1 号（令和 6 年 4 月 22 日専決第 15 号））

議長（千種和英君） 続いて、日程第 16 に入ります。
日程第 16、承認第 14 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度佐用町一般会計補正予算第 1 号（令和 6 年 4 月 22 日、専決第 15 号））を議題とします。
承認第 14 号について、当局の説明を求めます。庵迩町長。

〔町長 庵迩典章君 登壇〕

町長（庵迩典章君） それでは、ただ今、上程いただきました承認第 14 号、令和 6 年度佐用町一般会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明を申し上げます。
今回の補正は、定額減税に伴う給付金など、物価高騰対策に伴う給付金事業及び、南光文化センター大規模改造工事の追加の工事費を計上いたしております。
補正の内容につきましては、歳入歳出予算の総額に 3 億 2,157 万 8,000 円を追加し、143 億 1,359 万 7,000 円に改めるものでございます。
まず、歳入から説明させていただきます。
国庫支出金につきましては、国庫補助金 2 億 6,607 万 8,000 円の増額で、物価高騰重点支援給付金事業に係る補助金を計上いたしております。
町債につきましては、5,550 万円の増額で、南光文化センター大規模改造工事の財源として過疎対策事業債を追加計上いたしております。
次に、歳出について説明させていただきます。
総務費につきましては、総務管理費 2 億 6,607 万 8,000 円の増額で、物価高騰重点支援給付金事業に係る関連経費を計上いたしております。
教育費につきましては、社会教育費 5,550 万円の増額で、南光文化センター大規模改造工事の工事請負費を追加計上しております。
最後に、地方債の変更につきまして、第 2 表、地方債補正により、説明をさせていただきますが、地方債の変更は、社会教育施設整備事業におきまして、限度額を 3 億 2,880 万円に改めるものであります。
以上、一般会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案件につきましては、本日即決とします。

それでは、日程第 16、承認第 14 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度佐用町一般会計補正予算第 1 号（令和 6 年 4 月 22 日、専決第 15 号））に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） すみません。ごめんなさい。

4 ページの物価高騰緊急経済対策費の件でお尋ねします。

例の、今、6 月から給付されるものなんですけれども、この中で、電算システム開発委託料ですか、委託料、2,230 万 2,000 円、この内容について、尋ねたいんですけど、町民対象者というのか、町、この経費というの、町の職員の関係や、それから町民の関係、どんなふうに、この委託料というのか、仕分けいうたら変ですけど、どんな、この金額は、どういうものが含まれているものなんです。ちょっと、この委託料の内容について、説明お願いしたいんです。質問分かりますか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（千種和英君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

このシステムにつきましては、開発につきましては、総務課部局、それから税務課、それから、健康福祉課部局のものがございます。

まず、総務課でございますけれども、これは職員の減税に関するシステム改修というものがございます。

それから、健康福祉課においては、均等割のみ非課税、均等割のみ課税世帯、それから、子育て世帯に対しての給付金に対するシステム改修。

それから、税務課に関しましては、減税ですね、今、言われています町民税の 1 万円と掛ける人数分になりますので、そのシステムの改修がございます。ですので、こういった額になっております。以上でございます。

議長（千種和英君） よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） それは、金額トータルするということだということなんです、その職員分は幾ら、健康福祉課分は幾ら、税務課分は幾らって、そういう、どない言うんか、そういう分け方はできないようなシステムいうのか、内容のもの、ちょっと、そのよく分かっていないので質問しているんですけど、システムのあり方は、説明できる範囲でいいんですが、金額を分けるようなものでもないんですね。

ざっくり、ざっくりと全部言われたので、分かる範囲でお願いします。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（千種和英君） 時政情報政策課長。

情報政策課長（時政典孝君） 失礼します。

前任で仕事をしていましたので、私のほうからお答えさせていただきます。

今回の定額減税にかかわる給付がありますけれども、ごめんなさい、システムが細分化されておりまして、まずは、今、走っております令和５年度の均等割のみの世帯の給付が１つございます。それが、確か 650 万円。

次に控えております令和 6 年度、新たに非課税になった世帯、これが 385 万円。

令和 6 年度に新たに均等割になった世帯が 385 万円。

それから、定額減税、減税するほうです。町民の町税を減税するものですが、これ税務課のほうですけれども、これが 200 万円ぐらい。

それから、定額減税にかからなかった人への調整給付というものがございまして、これが 385 万円。

それから、町の職員も所得税の減税がございます。そのシステムに関わりますのが、数百万円でしたでしょうか、ぐらいを合わせまして、この 1,800 万円というふうになっております。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） それで、よく、今、ニュースになっているので、民間の企業の場合などは、こういうシステムというのか、減税するために、いろいろ事務的な経費が発生するけれども、それについて、それは、その会社持ちというのか、そういうことになっているので、いろいろ問題があるというようなことも聞いて、報道されているのを知っているんですけど、町の場合は、こういう改修については、特に、国から減税、そういうことをすることに伴って、新たに、いろいろ負担が生じることに對する手当てと言ったらあれですけど、そういうものは見られているのでしょうか。それは、この中に含まれているというのか、含まないにしても、そういうものは来るんですか。伺います。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（千種和英君） 時政情報政策課長。

情報政策課長（時政典孝君） 失礼します。

おっしゃるように、補助金が国からございますが、以前の給付に関しましては、全額国が補助してくれていたんですけども、令和 5 年度の給付事業からは、対象の世帯割になってきておりまして、具体的には、そのシステムだけではなくて、郵送料とか、いろんな通信費も含めた事務費なんですけれども、事務費が 1 世帯当たり 2,500 円という算定で交付されます。

一方で、大きな市町と比べますと、対象は佐用町は少ないものですから、この国の補助の交付に対する実際の支出というのは、佐用町の場合は大幅に増えてまいります。このことについては、県や国には要望は、これからしていきたいと思うところなんですけれど

も、実際に、このままで行きますと、幾ばくかは、佐用町の持ち出しが出てまいります。そういったことを、ちょっと、考慮しながら、後は、職員で頑張れるところは頑張って、この額を減らすようなことはしたいとは思いますが、予算ベースでは、今、この 1,800 万円増を上げさせていただいているところでございます。

議長（千種和英君） よろしいですか。
ほかに質疑はありませんか。
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第 14 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 14 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、承認第 14 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 17. 議案第 54 号 兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 17、議案第 54 号、兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵辻町長。

〔町長 庵辻典章君 登壇〕

町長（庵辻典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 54 号、兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、兵庫県市町村職員退職手当組合が事務所を移転することに伴い、組合の事務所の位置を変更するという改正でございます。

地方自治法第 286 条第 2 項の規定において、一部事務組合の規約を変更しようとする場合は、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、県知事に届出をしなければならないと規定されており、その協議につきましては、同法第 290 条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないと規定をされておりますので、このたび、この改正について提案をさせていただくものでございます。

ご承認をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案件については、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件について、討論を終結します。
これより議案第 54 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 54 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 54 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 18. 議案第 55 号 兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の変更について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 18、議案第 55 号、兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の変更についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵迺町長。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 55 号、兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、1 点目といたしまして、平成 26 年に公布されました地方自治法の一部を改正する法律により、中核市制度と特例市制度が統合されたことによる文言の改正でございます。

2 点目といたしまして、兵庫県町議会議員公務災害補償組合が事務所を移転することに伴い、組合の事務所の位置を変更する改正でございます。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定によりまして、一部事務組合の規約を変更しようとする場合は、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、県知事に申請しなければならないと規定されており、その協議につきまして、同法第 290 条の規定によりまして、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないと規定されておりますので、このたび、この改正について提案をさせていただくものでございます。

ご承認を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案件については、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 55 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 55 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 55 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 19. 議案第 56 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 19、議案第 56 号、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵迺町長。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 56 号、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、昨年 12 月 27 日に公布されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行期日が、本年 12 月 2 日と定められ、高齢者の医療の確保に関する法律第 54 条に規定する被保険者証等の引渡し、返還等の事務がなくなったことから、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約第 4 条ただし書及び別表第 1 に定める「関係市町が処理する」事務について、所要の改正を行うものでございます。

広域連合規約の変更につきましては、地方自治法第 291 条の 11 の規定によりまして、関係市町議会の議決を要することから提案させていただき、議決を求めるものでございます。

ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案件については、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 56 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 56 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 56 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 20. 議案第 57 号 町有財産の無償貸付けについて（旧幕山保育園跡地）

議長（千種和英君） 続いて、日程第 20、議案第 57 号、町有財産の無償貸付けについて（旧幕山保育園跡地）を議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 57 号、町有財産の無償貸付けにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

旧幕山保育園跡地につきましては、令和元年 7 月 1 日から岡本良輔（おかもと りょうすけ）氏と無償貸付契約を締結し、跡地を利活用いただいているところでございます。

貸付け物件の所在地は、佐用町本郷 570 番地で、土地は 2,210 平方メートル、建物は、鉄骨ブロック造、床面積 413 平方メートルの旧園舎と、コンクリートブロック造、床面積 11.02 平方メートルと 2.9 平方メートルの石油庫となっております。

岡本氏の具体的な事業内容といたしましては、天然木等を使用したダイニングテーブルや収納・テレビボード、写真立てなどを知人等から依頼を受けて、製作をしております。

今後も、個人向けにオンリーワンの木製品を提供しながら、より高度な技術の習得及び顧客の確保・販路拡大に力を入れていきたいというふうに言われております。

なお、学校等跡地の利活用事業者へは、土地・建物を原則 10 年間無償貸与することを、公募における支援制度としております。

令和元年の 6 月議会において、最初の 5 年間の無償貸付けについて議決をいただいております。このほど、その期限がまいりましたので、今回、残りの 5 年間の無償貸付けについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

ご承認をいただきますように、よろしくお願い申し上げ、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案件については、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 57 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 57 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 57 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 21. 議案第 58 号 工事請負契約の締結について（上月文化会館等解体撤去・周辺整備工事）

議長（千種和英君） 続いて日程第 21、議案第 58 号、工事請負契約の締結について（上月文化会館等解体撤去・周辺整備工事）を議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵迩町長。

〔町長 庵迩典章君 登壇〕

町長（庵迩典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 58 号、上月文化会館等解体撤去・周辺整備工事にかかる工事請負契約の締結につきまして、ご説明を申し上げます。

上月文化会館は、昭和 55 年の建設から 44 年が経過しております。

また、隣接する上月支所庁舎も建設後、29 年が経過し、両施設ともに、経年劣化による空調機器や照明器具等の故障が頻発し、修繕費用が増大している状況でございました。

そのため、令和 5 年度の支所の大規模改造工事を行い、この 4 月に支所機能と文化会館機能を統合した「上月地域交流センター」として新たに開所したところでございます。

今回の工事は、上月地域交流センターの開所に伴い、3 月末で閉館いたしました文化会館と、商工会より無償譲渡された、元佐用町商工会上月支所を解体撤去し、跡地を駐車場として整備するものでございます。

整備面積は、約 3,700 平方メートルで、駐車場の収容台数は、現在の約 100 台から約 150 台となり、地域交流センター利用をはじめ、地域コミュニティー活動等の利便性の向上を図ってまいります。

なお、完成は令和 6 年 12 月を目指しております。

本工事の入札につきましては、町内 14 社を選定し、去る 5 月 14 日に指名競争入札を行いました。

その結果、消費税込みで 1 億 846 万円となり、うち消費税額は 986 万円でございます。

契約の相手方は、佐用町西下野 200 番地 2、有限会社安東建設、代表取締役、安東輝明（あんど う てるあき）氏に、決定をいたしましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び、佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

ご承認賜りますように、よろしくお願いを申し上げまして、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

ここでお諮りします。間もなくお昼が来ようとしていますが、このまま審議を継続したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めますので、このまま審議を継続します。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 58 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 58 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 58 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 22. 議案第 59 号 工事請負契約の締結について（味わいの里三日月改修工事（第 2 期・みそ加工所新設））

日程第 23. 議案第 60 号 工事請負契約の締結について（味わいの里三日月改修工事（第 2 期・惣菜等加工所新設））

議長（千種和英君） 続いて、日程第 22 に入ります。

日程第 22 及び日程第 23 については、一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 22、議案第 59 号、工事請

負契約の締結について（味わいの里三日月改修工事（第２期・みそ加工所新設））及び、日程第 23、議案第 60 号、工事請負契約の締結について（味わいの里三日月改修工事（第２期・惣菜等加工所新設））の 2 件を、一括議題とします。

議案第 59 号及び、議案第 60 号について、当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、一括上程をいただきました議案第 59 号及び議案第 60 号、味わいの里三日月改修工事にかかる工事請負契約の締結につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 59 号の工事請負契約についてでございますが、本工事は、味わいの里三日月改修工事の第 2 期工事として、みそ加工所を新設するものであります。

建設場所は、直売所上段の、現在、駐車場として利用している土地でございます。

建設する施設は、直売所の主力商品であります、みそ専用の加工所でございまして、鉄骨造平屋建て、延べ床面積 864.21 平方メートルでございます。

現在、風味の異なる「上月みそ」と「三日月みそ」を、年間約合わせて 90 トンを生産しておりますが、今回、建設する施設では、約 150 トン製造できるように増強いたします。

本工事は、令和 7 年 3 月末の完成を目指しており、来年 4 月から、製造を開始する予定であります。

本工事の入札につきましては、11 社を選定し、去る 5 月 14 日に指名競争入札を執行いたしました。このうち、2 社は入札参加を辞退されております。

その結果は、消費税込みで 6 億 4,416 万円で、うち消費税額 5,856 万円でございます。

契約の相手方は、佐用町真盛 135 番地 1、阿山建設株式会社、代表取締役、阿山晋二（しんじ）氏に決定をいたしました。

次に、議案第 60 号の工事請負契約についてでございますが、本工事は、先ほどご説明申し上げます、みそ加工所と同じく、味わいの里三日月改修工事の第 2 期工事として、惣菜等加工所を新設するものであります。

建設場所は、令和 5 年度に改修した直売所の横並びに新設をいたします。建屋は鉄骨造平屋建てで、延べ床面積 495.56 平方メートルであります。

現在の三日月加工所と福吉加工所、ひまわり館の機能を集約し、みそ以外の、惣菜、弁当、豆腐、お菓子、漬物などを製造いたします。

本工事につきましては、令和 7 年 3 月末の完成を目指しており、来年 4 月から、製造を開始する予定でございます。

本工事の入札につきましては、11 社を選定し、去る 5 月 14 日に指名競争入札を執行いたしました。

その結果は、消費税込みで 4 億 2,570 万円、うち消費税額は 3,870 万円でございます。

契約の相手方は、兵庫県姫路市下寺町 101 番地、平錦建設株式会社代表取締役、勝間 功雄（かつま いさお）氏に、決定をいたしました。

議案第 59 号及び議案第 60 号につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び、佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、ご説明いたしました内容につきまして、それぞれご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます、説明を終わらせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

なお、議案第 59 号及び、議案第 60 号については、本日即決とします。

順次、質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第 59 号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔森脇君 挙手〕

議長（千種和英君） 森脇議員。

2 番（森脇裕和君） ちょっと、お聞きますけども、今回、2 つ工事で 10 億ちょっとぐらい。それで、1 期工事が、今、やっておるところが大体 3 億ぐらいだったのかな。だから、15 億ぐらいかかっておるのかなと思うんですけども、1 つね、僕、国道から上がるこの看板ね、あそこが色あせて、ちょっと、こう、普通に通った人が分かりにくいような看板になっておるので、せっかく新しくするんやから、看板を新しくするというのは考えられんかなと思いますので、お願いします。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 当然、看板については、以前から検討をしております。

特に、今回、そうした改修工事、あそこ行って、整備を行いますので、看板を当然、新しくしたいということで、計画をしているんですけども、これは、また、事業費は、今回の整備事業費の予算も活用させていただきたいと思っておりますけれども、土地の問題があります。あそこは、交差点で、できるだけ両方から上下見えるように、そういう場所に設置をすると。今のまま、今のところでもいいなんですけれども、ちょっと、見にくいところもあるんです。

用地が、やっぱり必要なので、今、国道と鉄道間の田んぼ、畑、あの辺、皆さん、使っておられますので、地権者の方とも、いろいろとご協力をお願いしていかなあかんのんですけども、森脇議員がご指摘いただいたように、4 月のオープンまでには、看板も、きちっと新しい看板にして、再オープンしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 90 トンから 150 トンに増やすということでございますけれど、そのつくる大豆のほうは、農家の方が、もう大体、めどはついておるんですか。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 能力として、150 トンぐらいの製造ができる能力を持った加工所に建設するということでありまして、すぐに、今の 90 トンを 150 トン製造するというわけ

ではありません。それは、当然、販売していく、それぞれの販売先、また、これを買っていただくお客さん、そういう方々の需要に応じて、徐々に、150 トン、どんどん増やしていきたいという計画でありますので、当然、それに伴う材料、これはもち大豆だけではなくて、それに使うお米、これも、やはり普通の販売ではなくて、みそ用の米というのも契約栽培していただいておりますので、そのへんも、当然、農林振興課のほうでも、徐々に増やしていけるように、また、確保できるように、それは計画をしております。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありませんか。
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 59 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 59 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 59 号は、原案のとおり可決されました。
続いて、議案第 60 号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 60 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 60 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 60 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 24. 議案第 61 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 24、議案第 61 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵辻町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 61 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

会計年度任用職員へ勤勉手当の支給を可能とする改正が行われたことに伴い、本町におきましても今月の 6 月賞与から支給することといたしており、会計年度任用職員の給与条件が大幅に改善されることとなります。

一方、再任用職員の給与条件は、これまでの行政経験を生かして、会計年度任用職員よりも、おおむね高度な業務を担っていることから、やや好条件となるように運用してまいりましたが、この改正によりまして、逆転現象が生じることから、会計年度任用職員の給与との従来からの均衡を保つために、今回、再任用職員の給与について、見直しを行うものでございます。

具体的な内容といたしましては、まず、再任用の一般行政職について、行政職給料表再任用職員の 2 級を適用してまいりましたが、3 級を適用することとし、合わせて標準職務表に基づき主事から主査に昇格をさせます。

次に、再任用の技能労務職について、技能労務職給料表再任用職員の 1 級を適用しておりますが、本町の技能労務職給料表は国家公務員の技能労務職給料表に基づき独自の給料表としているため、現行の給料表の範囲では是正が行えないことから、このたびの条例改正により、技能労務職給料表の改正を行い、再任用職員の給与が会計年度任用職員をやや上回るよう見直しを行うものであります。

なお、一般行政職に関しましては、現行一般行政職給料表の再任用職員のうち、適用する職務給を変更するだけでありますので、給料表改正の必要はございません。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご承認賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。提案の説明を終わらせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 61 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 61 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 61 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 25. 議案第 62 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 25、議案第 62 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 62 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の改正は、農業経営基盤強化促進法の一部改正により、農地の集積計画など、地域農業の在り方を示した「人・農地プラン」が農地利用の将来図を加えた「地域計画」へと制度改正が行われたことに伴い、計画策定等にかかる検討会名についても「人・農地プラン検討会」から「地域計画策定検討会」へと名称変更を行うものでございます。

この名称変更だけの改正であります。

以上の改正につきまして、ご承認をいただきますように、よろしくお願いいたします。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案件につきましては、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 62 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 62 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 62 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 26. 議案第 63 号 佐用町土づくりセンター条例の一部を改正する条例について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 26、議案第 63 号、佐用町土づくりセンター条例の

一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 63 号、佐用町土づくりセンター条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

これまで、土づくりセンターにつきましては、JA 兵庫西が指定管理者として施設の管理運営業務を行ってきておりましたが、牛糞処理のほか、堆肥の生産供給についても指定管理の業務に含めておりました。しかし、令和 6 年 4 月から、近畿農産資材株式会社が指定管理者となり、今後は指定管理者が独自の技術と販売ルートで堆肥の生産供給を行っていくことから、今回の改正で、堆肥の生産及び供給の部分を削除するものであります。

以上の改正につきまして、ご承認をいただきますように、よろしくお願いをいたします。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔小林君 挙手〕

議長（千種和英君） 小林議員。

9 番（小林裕和君） 土づくりセンターは、過去の経過から長年たって、それを、今さら言うわけではありませんけれども、この業務の内容ですね、家畜糞処理だけが残って、その供給、散布、運搬等は、今回、業務から削除されています。

この散布というのは、農業者支援と言いますか、農業振興のいうことで、今まで長年続けて来た経過がございます。そういう点で、今後、これがどうなっていくのかというのを、お答えいただければと思います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） はい、お答えいたします。

先ほどの町長の答弁でございましたが、土づくりセンター自体の指定管理者、次の近畿農産資材株式会社さんにおかれましては、もともと堆肥製造、販売の専門業者でございましたので、そこで土づくりセンターで受け入れる牛糞の処理に関しては指定管理施設で行っていただいて、そこから、さらに製造、また、製品化、販売に関しましては、これまでの近畿農産資材さんの会社経営の中で、実施していただこうということになりますので、今回、この指定管理業務の部門から外させていただいたということでございます。

ただ、それによって、これまで取り組んでおりました有機農法の推進を中止するわけではなくて、そこに関しましては、ここの近畿農産資材さんで製造された堆肥を活用させていただくことになろうかとは思いますが、引き続き、農地への散布も継続していきたいということもございます。

ただ、これまで指定管理業務の中で、その散布まで取り組んでおりましたが、今度、指

定管理業務ではない。近畿農産資材さんでは、散布まではできないということでございますので、別のやり方を、今、JAさんと協議をしている最中でございますので、まだ、完全にやり方としては、煮詰まってはございませんが、できるだけ、継続していこうと。

ひょっとしたら、そのことによって、やり方は変わってくる可能性はございます。これまでのように半製品というか、もうちょっと、水分量の多いものを農地に直接散布するのではなくって、完全な完成品、袋詰めされたものを活用させていただく。例えば、散布の方法もマニアスプレッターからコンポキャスターとかに変わってくる可能性もございますが、そこも含めて、現在、JAさんと協議させていただいておるところでございますので、引き続き、取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

〔小林君 挙手〕

議長（千種和英君） 小林議員。

9 番（小林裕和君） この条例で謳っている散布、運搬等の料金は、もともと本当に、これではコスト計算すれば合わないというのは、重々承知を覚悟で、旧町、旧佐用町時代からやっている事業です。

だから、今度、近畿農産ということで、協議をされると思うんですけども、基本的な姿勢として、農業振興、農業者に対する、それから、そういうブランドにつながる、そういう農業者に対する、そういう散布とか、そういうものの姿勢というのは、今後も変わらないということですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 議員のおっしゃるとおり、できるだけ継続はしてまいりたい。

その中で、今、国も環境対策として、化学肥料の低減であったり、こういった有機資材の活用というものを、非常に言ってきています。その実際、そういった農法をすることによって、環境直払いって言いますけども、交付金が出るような取組もございますので、できるだけ、それらの対象になるように、今後、設計していったって、できるだけ農家さんの負担を軽減していったって、なおかつ、こういった環境に優しい農法を推進していきたいというふうに考えています。

〔幸田君 挙手〕

議長（千種和英君） 幸田議員。

3 番（幸田勝治君） 今、大体、引き続きの作業は分かったんですけども、それだったら、この 236 ページ（タブレット）の、その新旧対照表を、わざわざ、236 ページですか、9 条関係を、全然、供給とか散布、運搬削らなくてもええんじゃないかと思うんですけどね。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） はい、そこに関しましては、先ほど申し上げましたとおり、指定管理業務の中で行わないというのが、前提にございますので、別のやり方、指定管理以外の部分で取り組んでいくということでございますので、そこはご理解いただきたいというふうに思います。

3 番（幸田勝治君） 分かりました。指定管理以外で取り組んでいくということで、分かりました。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありませんか。
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 63 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 63 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 63 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 27. 議案第 64 号 令和 6 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 27、議案第 64 号、令和 6 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵迺町長。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 64 号、佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 3,439 万 3,000 円を追加し、総額を 143 億 4,799 万円に改めるものでございます。

まず、歳入でございますが、国庫支出金につきましては、976 万 4,000 円の増額でございます。うち、国庫負担金は 82 万 5,000 円の増額で、未熟児養育医療費の増額に伴う国庫負担金を追加計上いたしております。

国庫補助金は、893 万 9,000 円の増額で、子ども・子育て支援事業補助金を計上いたしております。

県支出金につきましては、51 万 2,000 円の増額で、うち、県負担金は 41 万 2,000 円、県補助金は 10 万円の増額でございます。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を 1,298 万 6,000 円、増額いたしております。

諸収入につきましては、雑入 483 万 1,000 円の増額で、スポーツ振興くじ助成金などを計上いたしております。

町債につきましては、630 万円の増額で、合併特例事業債を追加計上いたしております。

次に、歳出について説明させていただきます。

総務費につきましては、総務管理費 807 万 2,000 円の増額で、中国道佐用インターチェンジ駐車場用地の土地購入費及び工事費などを計上いたしております。

民生費につきましては、児童福祉費 913 万 2,000 円の増額で、児童手当制度改正によるシステム改修費などを計上いたしております。

衛生費につきましては、保健衛生費 188 万 3,000 円の増額でございます。

教育費につきましては、1,530 万 6,000 円の増額でございます。うち、社会教育費は 681 万 4,000 円の増額で、さよう文化情報センター及び幕山地区センターの空調設備工事を計上いたしております。

保健体育費は 849 万 2,000 円の増額で、上月体育館の移動式バスケットゴール更新費用を計上いたしております。

最後に、地方債の変更につきまして、第 2 表、地方債補正により、説明させていただきます。

地方債の変更は、社会教育施設整備事業におきまして、限度額を 3 億 3,510 万円に改めるものでございます。

以上、佐用町一般会計補正予算についての提案の説明をさせていただきました。ご承認をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております、議案第 64 号は、6 月 20 日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

日程第 28. 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（千種和英君） 続いて、日程第 28 に入ります。

諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵辻町長。

〔町長 庵辻典章君 登壇〕

町長（庵辻典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、ご説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております、佐用町漆野、敏森久美子（としもり くみこ）氏の任期が、本年 9 月 30 日をもって満了となります。引き続き、人権擁護

委員にご就任をいただきたく、候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3号の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

ご意見を賜りますように、よろしくお願い申し上げて、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（千種和英君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午後00時27分 休憩

午後00時28分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き会議を続行します。

お諮りします。日程第28、諮問第2号については、お手元に配付しました意見のとおり、「適任」と答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第2号は「適任」と答申することに決定しました。

日程第29. 請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について

議長（千種和英君） 続いて、日程第29に入ります。

今期定例会に請願1件を受理しております。

請願第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願については、会議規則第87条第2項の規定により、委員会付託を省略して直ちに審議に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。

それでは、請願第3号を議題とします。

請願について紹介議員の説明を求めます。1番、大村 隼議員。

〔1番 大村 隼君 登壇〕

1番（大村 隼君） 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について、説明いたします。

請願書の朗読をもって、説明といたします。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2025年度…、ちょっと、すみません。失礼します。少々お待ちください。失礼しました。

失礼しました。教職員定数改善と義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、

2025 年度政府予算に係る意見書採択の請願について、請願趣旨、理由。

21 年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に 35 人に引き下げられるものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動をすすめるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びと育ちを保障するための、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びと育ち、学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、2006 年に国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、2025 年度政府予算編成において、下記事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

1、中学校・高等学校での 35 人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引き下げ等少人数学級について検討すること。

2、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

3、自治体で、国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減はおこなわないこと。

4、教職員未配置問題の解消にむけ、必要な財政措置を講じ、人材確保に努めること。

5、新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考慮し、すべての自治体で定年引き上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。

6、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、説明といたします。

議長（千種和英君） 本請願に対する紹介議員の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本請願に対する質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本請願についての討論を終結します。

これより請願第 3 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

請願第 3 号について、採択することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、請願第3号は、採択することに決定しました。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） 議長、動議を提出します。

先ほど請願が採択されましたので、少人数学級・教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）を、本日の日程に追加されることをお願いいたします。

議長（千種和英君） ただ今、大村 隼議員から、意見書案を、日程に追加して議題とすることの動議が提出されました。賛成者は、ありますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） 本動議は、賛成者がいますので、成立しました。
ここで、しばらく休憩します。

午後 0 0 時 3 5 分 休憩

午後 0 0 時 3 6 分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き、会議を再開します。

ただ今、お手元に配付しましたとおり、大村 隼議員から、意見書案が文書で提出されました。

お諮りします。意見書案についての動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） 異議なしと認めます。よって、日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1．発議第2号 少人数学級・教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

議長（千種和英君） それでは、追加日程第1、発議第2号、少人数学級・教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）を議題とします。

この際、お諮りします。本案件は請願第3号の採択にともなう意見書の提出でありますので、質疑と討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。
これより発議第2号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
発議第2号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

議長（千種和英君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。
お諮りします。委員会等開催のため、明日6月5日から11日まで、本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よってそのように決定しました。
次の本会議は、6月12日水曜日、午前10時から再開し、一般質問を行いますので、ご承知おきくださるよう、お願いします。
本日はこれにて散会します。御疲れさまでございました。

午後00時38分 散会
